

令和7年度 栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ料金表

市町名 宇都宮市

【B類疾病】	【問い合わせ】
	市町担当課名 保健福祉部 保健所 保健予防課 郵便番号 321-0974 住 所 宇都宮市竹林町972 T E L 028-626-1114 F A X 028-626-1133

(対象者)	65歳以上の者(①及び③)、65歳の者(②及び④) ※④については経過措置あり
	60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの(①、②及び③) ※④については下記に記載

種 別		被接種者の負担額 (消費税含む)	委託料(消費税含む)		実施期間
			一般	生活保護者	
①インフルエンザ		1,500 円	4,176 円	5,676 円	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日
②肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)		2,500 円	6,261 円	8,761 円	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
③新型コロナウイルス感染症		4,500 円	11,100 円	15,600 円	令和7年10月1日～ 令和8年3月31日
④带状疱疹	乾燥組換え带状疱疹ワクチン「シングリックス」※2回接種	6,500 円 ※1回あたり	15,676 円 ※1回あたり	22,176 円 ※1回あたり	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
	乾燥弱毒生水痘ワクチン「ピケン」※1回接種	2,500 円	6,476 円	8,976 円	
予診のみ			3,201 円		

特記事項
・宇都宮市では、市民に対する『予診票』の配布を行っておりません。宇都宮市民が来院した場合は、栃木県医師会のホームページから印刷できる『予診票』(県内統一様式)をご使用くださるようお願いいたします(宇都宮市民に対し、宇都宮市保健所に行って『予診票』をもらってくるように案内しないでください)。
・60歳以上65歳未満で、各種障害を有する者(障がい者手帳1級程度)に対して接種を実施した場合は、該当者であることが確認できる「障がい者手帳の写し」(障がいの等級及び障がい名が確認できる箇所をコピー)の添付が必要となりますので、委託料を請求する際、請求書・予診票とともに宇都宮市へご提出願います。すべての障がい者手帳1級所持者が対象者ではありませんので、ご注意ください。
※対象者のうち、生活保護被保護者、中国残留邦人、市民税非課税世帯の方は、自己負担額が免除になります。ただし、あらかじめ宇都宮市保健所等に申請し、発行された「予防接種無料券」を貴医療機関に持参した場合に限ります。「無料券」の持参があった場合は、実費徴収なしでお取り扱いいただき、委託料を請求する際、請求書・予診票とともに「無料券」を宇都宮市へご提出願います。

※④带状疱疹ワクチンの経過措置
65歳を超える方については、高齢者肺炎球菌ワクチンと同様、5年間の経過措置として、5歳年齢ごと(70、75、80、85、90、95、100歳)を位置付ける。100歳以上の者については、定期接種開始初年度に限り全員を対象とする。

※④带状疱疹ワクチンの対象者
60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者(ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者)